

長寿社会課

[長寿社会課トップページ](#)

△

[窓口・連絡先](#)[各種相談窓口\(地域包括支援センター等\)](#)[身元不明の認知症高齢者等に関する情報](#)[介護事故](#)[地域医療介護総合確保基金\(介護分\)](#)

介護人材確保・資質向上

[鳥取県介護支援専門員実務研修受講試験](#)[介護支援専門員の登録手続き等](#)[介護の研修](#)[認知症介護の研修](#)[介護人材の関係機関](#)[介護人材の確保・定着](#)[地域包括支援体制の強化](#)

高齢者の自立を支援

[介護予防・生活支援](#)[福祉用具・住宅改修](#)[福祉用具の重大製品事故報告](#)[認知症関連施策](#)[高齢者虐待防止](#)

保険制度

[介護保険制度](#)[介護保険制度関係通達](#)[介護サービス事業所の指定・届出・様式](#)[県地域ケア整備構想](#)[要介護認定等について](#)[介護サービス情報の公表制度](#)[業務管理体制](#)[地域密着型サービスの外部評価](#)[介護保険施設等の指導監督に係る結果の公表](#)[介護職員処遇改善加算算定に係る届出](#)

介護職員処遇改善加算算定に係る届出について

[もどる](#)

平成27年度以降の介護職員処遇改善加算について

平成27年度からの介護職員処遇改善加算については、下記の国通知を御確認ください。

[平成27年3月31日付け老発第0331第34号「介護職員処遇改善加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」\(pdf,856KB\)](#)[※平成28年4月1日改正 新旧対照表\(pdf,241KB\)](#)[【参考資料】介護職員処遇改善加算要件\(pdf,191KB\)](#)

介護保険最新情報vol.431「介護職員処遇改善加算に関する取扱いについて」

[介護保険最新情報vol.431「介護職員処遇改善加算に関する取扱いについて」\(pdf, 946KB\)](#)

介護職員処遇改善加算届出・実績報告

介護職員処遇改善加算については、他の加算とは異なり、毎年度、届出書及び計画書等の事前提出並びに実績報告書の提出が必要となっておりますので、手続きに漏れないようお願いいたします。

◎詳細の手続きについては、こちらも御確認ください。

[事務連絡\(H28.1.29\)](#)[事務連絡\(H28.4.12\) ※通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所向け](#)[事務連絡\(H28.4.12\) ※様式改正](#)

介護職員処遇改善計画書

介護職員処遇改善計画書の提出には、下記の様式を使用してください。

介護職員処遇改善計画書 ※H28.4.2改正後様式を貼付け	別紙様式2
(事業所一覧表) ※県内所在の複数の介護サービス事業所等の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合	別紙様式2(添付書類1~3)
(都道府県状況一覧表) ※複数都道府県所在の介護サービス事業所等の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合	
(市町村一覧表)(再掲) ※複数市町村所在の介護サービス事業所等の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合	
介護職員処遇改善加算届出書 ※単一の介護サービス事業所等の介護職員処遇改善計画書を作成する場合	別紙様式3
介護職員処遇改善加算届出書 ※複数の介護サービス事業所等の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合	別紙様式4

許認可・情報提供 等
老人福祉施設
圏域型特別養護老人ホームの整備
介護職員処遇改善等臨時特例基金
介護基盤緊急整備等臨時特例交付金
地域介護・福祉空間整備等交付金
「介護の日」について
ユニットケア研修・介護職員合宿研修
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業
県立皆生尚寿苑の指定管理者の審査
指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針

【その他添付書類】

- ・就業規則
- ・給与規定（賃金規定）
- ・労働保険関係成立届等の納入証明書等
- ・資質向上のための計画

介護職員処遇改善実績報告

介護職員処遇改善実績報告書の提出には、下記の様式を使用してください。

介護職員処遇改善実績報告書 ※H28.4.2改正後様式を貼付け	別紙様式5
(事業所一覧表)	別紙様式5（添付書類1～3）
(都道府県状況一覧表)	
(市町村一覧表)（再掲）	
介護職員処遇改善加算充前一覧表・充当明細表	参考様式1、2（月別）
	参考様式1、2（項目別）

【その他添付書類】

- ・看護師など介護職員以外の職員に処遇改善加算を充当した場合は、賃金改善実施期間内における職員の勤務予定表（ローテーション表）等、当該看護師等が介護職員として従事していることがわかる書類。
- ・（処遇改善加算の）支出を確認できる給与等の明細書（賃金台帳の写し等）。（すべての職員分でなく、例示として1名分。）

介護職員処遇改善加算変更届出

介護サービス事業者等は、加算を取得する際に提出した届出書、介護職員処遇改善計画書、計画書添付書類及びキャリアパス要件等届出書に変更（次の1から4のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の1から4の事項を記載した変更の届出を行う必要があります。

1. 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
2. 別紙様式4により申請を行う（複数の介護サービス事業所等の介護職員処遇改善計画書を一括して作成、届出を行った）事業者において、当該申請に関する介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別
3. 就業規則を改正（介護職員の処遇改善に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要
4. キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（キャリアパス要件等の適合状況ごとに定める率の変動する場合又はキャリアパス要件1及びキャリアパス要件2の要件間の変更に限る。）があった場合は、キャリアパス要件等届出書の内容

介護職員処遇改善加算変更届出書	参考様式 ※必要に応じて変更内容が分かる書類を添付すること。
-----------------	-----------------------------------

その他

特別事情届出	別紙様式6
--------	-------

特別事情届出が必要になる場合については、国通知（[平成27年3月31日付け老発第0331第34号](#)）をご確認ください。

届出・問い合わせ先

問合せ先	電話
東部福祉保健事務所 福祉企画課	0857-22-5164
中部総合事務所 福祉保健局福祉企画課	0858-23-3120
西部総合事務所 福祉保健局福祉企画課	0859-31-9314
南部箕蚊屋広域連合 事務局	0859-39-6222

※地域密着型サービス事業者における介護職員処遇改善計画書等の届出先や届出に必要な書類等については、各指定権者（市町村等）にお問い合わせください。

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県福祉保健部長寿社会課

住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7174 ファクシミリ 0857-26-8127

E-mail choujyushakai@pref.tottori.jp